

令和4年度税制改正要望に関する決議

わが国の経済は新型コロナウイルス感染症により大きく落ち込み、地方は閉塞感を強め、多くの課題に直面している。経済の再生には、地域経済社会の活性化を担う小規模事業者の活力が必要不可欠であり、公平・中立・簡素な税制の構築をはじめとする環境整備は急務である。

青色申告会は、次の最重点項目の政策提言をおこない、その早期実現にむけた運動を強力に展開する。

1. 適正な記帳にもとづく青色申告者の勤労性を正当に評価した青色事業主勤労所得控除を創設すること。
2. 青色申告制度の普及と税務手続きの電子化をはかるため、イータックスまたは会計ソフトによる電子帳簿保存をおこなう青色申告者（事業的規模にいたらない不動産所得者を含む）には、青色申告特別控除10万円を20万円へ引き上げること。
3. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の取りやめや軽減税率制度の対象品目の見直しなど消費税の仕組みを簡素化すること。
4. 個人事業主の事業承継税制の円滑な運用がはかれるよう、あらたに流動資産等を対象とする特定事業用資産の範囲の拡大等、さらなる支援をおこなうこと。

以上決議する。

令和3年11月25日
一般社団法人 全国青色申告会総連合